

耐震改修による税金等の優遇制度

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の耐震基準)により建築された住宅・建築物を、現行の耐震基準に適合する所定の耐震改修工事を行った場合は「**所得税の控除**」や「**固定資産税の減額**」など、税制上の優遇制度があります。

耐震改修工事をご検討されている方は、減税対象となる工事内容を確認し契約の際の参考に、工事を実施した方は、実施した工事内容が減税対象か確認してみましょう。

リフォーム促進税制

リフォーム促進税制とは、耐震改修工事を含む6種類の工事メニュー毎に、税制上の優遇措置が定められている制度です。なお、工事内容によっては各種優遇措置が併用できます。

耐震

所得税の税制控除

控除率 5～10%
控除期間 1年

固定資産税の減税措置

改修家屋(120㎡相当分まで)
固定資産税を1/2減額

バリア
フリー

省エネ

同居対応

長期優良
住宅化

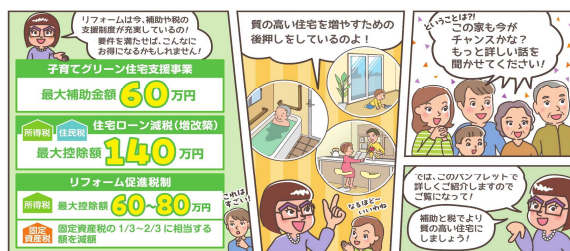
子育て
対応

リフォーム支援制度まるわかりガイド



国土交通省のホームページでは、リフォーム支援制度の特設サイトを公開しています。

この特設サイトでは、工事内容や工事費など、所定の項目を入力するだけで、利用できる支援制度や、減税される額の試算をシュミレーションすることができます。



地震保険の割引制度

住宅・建築物が地震で倒壊や損壊した場合、一定額の補償を得られる地震保険に加入していれば、再建が円滑に進むことが期待できることから、その活用も耐震対策の一つとして有効です。

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。対象となる住宅に該当する場合は、所定の確認資料を提出することで、地震保険の保険料が割引されます。

詳しくは、ご自身が加入している保険会社にお問い合わせください。